

別記様式 (略)  
 別添120 削除  
 別添121 削除  
 別添122 削除

別記様式 (略)  
 別添120 サイバーセキュリティシステムの技術基準  
 別添121 プログラム等改変システムの技術基準  
 別添122 高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準

(道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正)

**第二条** 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(かじ取装置)

**第七条** (略)

2～10 (略)

11 次の各号に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千七百七十五号)第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。ただし、協定規則第七十九号に定める自動命令型操舵機能(同規則第三改訂版補足第三改訂版の2・3・4・1・3・、2・3・4・1・5・及び2・3・4・1・6・(運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。))に係るものを除く。を備える自動車にあつては、この限りでない。

一～四 (略)

12～14 (略)

(施錠装置等)

**第八条** (略)

2～5 (略)

6 平成二十八年八月一日以降に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。)及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。)については、細目告示別添九別紙一1・6・、1・8・及び2・3・3・中「協定規則第10号第6改訂版補足改訂版」を「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えることとなる。

7 (略)

(かじ取装置)

**第七条** (略)

2～10 (略)

11 次の各号に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千七百七十五号)第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。ただし、協定規則第七十九号に定める自動命令型操舵機能(同規則第三改訂版補足改訂版の2・3・4・1・3・、2・3・4・1・5・及び2・3・4・1・6・(運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。))に係るものを除く。を備える自動車にあつては、この限りでない。

一～四 (略)

12～14 (略)

(施錠装置等)

**第八条** (略)

2～5 (略)

6 平成二十八年八月一日以降に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。)及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。)については、細目告示別添九別紙一1・6・、1・8・及び2・3・3・中「協定規則第10号第6改訂版」を「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えることとなる。

7 (略)

第九條 (制動装置) 2~35 (略)

36 令和三年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車及び第五十二項の自動車を除く)であつて車両総重量が八トン以下のも(令和元年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車(令和元年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く)及び国土交通大臣が定める自動車を除く)については、細目告示第十五条第二項第一号後段(走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る)並びに第二号イ(走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る)及びロ(走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置及び緊急制動時に自動的制動装置の制動力を増加させる装置に係る部分に限る)並びに協定規則第十三号の技術的な要件(同規則第十一改訂版補足第十六改訂版の規則5・2・1・32に限る)は、適用しない。ただし、当該自動車(第二十九項及び第三十項の適用を受けるものを除き、細目告示第十五条第二項第一号及び第二号イ並びに第九十三条第二項第一号及び第二号イの適用を受けるものに限る)が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第十三号の技術的な要件(同規則第十一改訂版補足第十六改訂版附則21に限る)に、当該自動車(第十六項の適用を受けるものを除き、細目告示第十五条第二項第二号ロ及び第九十三条第二項第二号ロの適用を受けるものに限る。以下この項において同じ)が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第四百十号の技術的な要件(同規則補足第四改訂版の規則5・6及び7に限る)に、当該自動車が緊急制動時に自動的制動装置の制動力を増加させる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第四百三十九号の技術的な要件(同規則補足第二改訂版の規則5・6及び7に限る)に、それぞれ適合するものでなければならない。

37~52 (略)

53 次に掲げる自動車(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く)であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く)であつて車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ)については、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第七十一条第九項の規定は適用しない。

一・二 (略)

第九條 (制動装置) 2~35 (略)

36 令和三年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車及び第五十二項の自動車を除く)であつて車両総重量が八トン以下のも(令和元年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車(令和元年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く)及び国土交通大臣が定める自動車を除く)については、細目告示第十五条第二項第一号後段(走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る)並びに第二号イ(走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る)及びロ(走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置及び緊急制動時に自動的制動装置の制動力を増加させる装置に係る部分に限る)並びに協定規則第十三号の技術的な要件(同規則第十一改訂版補足第十六改訂版の規則5・2・1・32に限る)は、適用しない。ただし、当該自動車(第二十九項及び第三十項の適用を受けるものを除き、細目告示第十五条第二項第一号及び第二号イ並びに第九十三条第二項第一号及び第二号イの適用を受けるものに限る)が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第十三号の技術的な要件(同規則第十一改訂版補足第十六改訂版附則21に限る)に、当該自動車(第十六項の適用を受けるものを除き、細目告示第十五条第二項第二号ロ及び第九十三条第二項第二号ロの適用を受けるものに限る。以下この項において同じ)が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第四百十号の技術的な要件(同規則補足第三改訂版の規則5・6及び7に限る)に、当該自動車が緊急制動時に自動的制動装置の制動力を増加させる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第四百三十九号の技術的な要件(同規則補足第二改訂版の規則5・6及び7に限る)に、それぞれ適合するものでなければならない。

37~52 (略)

53 次に掲げる自動車(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く)であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く)であつて車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ)については、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第七十一条第九項の規定は適用しない。

一・二 (略)

三 令和七年十一月三十日（輸入された自動車にあっては令和八年六月三十日、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

56||54・55 (略)

次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下の項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「画溢三三三三三三三三」とあるのは「画溢三三」と読み替えることができるものとする。

- 一 令和六年六月三十日以前に製作された自動車
- 二 令和六年七月一日から令和八年六月三十日まで（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和六年七月一日から令和九年八月三十一日まで）に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和六年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和六年七月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和六年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年六月三十日（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

57||

次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第四項及び第九十三条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第五百七十七号）による改正前の細目告示第十五条第四項及び第九十三条第四項の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和五年八月三十一日以前に製作された自動車
- 二 令和五年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
  - イ 令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和五年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(燃料装置)

第十二条 (略)

254 (略)

三 令和七年十一月三十日（輸入された自動車にあっては令和八年六月三十日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

54・55 (新設) (略)

(新設)

(燃料装置)

第十二条 (略)

254 (略)

5 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十五条第二項の規定並びに細目告示第十八条第二項、第九十六条第三項及び第七十四条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第五十号）による改正前の保安基準第十五条第二項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十八条第二項、第九十六条第三項及び第七十四条第三項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)  
 二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては令和二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成三十年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの  
 イ〜ハ (略)

6 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第四号及び第九十六条第三項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十二條第九項及び第百条第十項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)  
 二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの  
 イ〜ハ (略)

7 10 (略)  
 11 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)  
 二 令和九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては令和二年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの  
 イ〜ハ (略)  
 12 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないもの（ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車に限る。）については、当該自動車の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第十五条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十八条第二項第一号及び第四号の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号の技術的な要件及び協定規則第三百七十七号の技術的な要件の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「 $56-0 \div +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 \div +1 \text{ km/h}$ 」と、協定規則第三百七十七号附則3の4・の規定中「 $50-0 \div +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 \div +1 \text{ km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。  
 (削る)

5 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十五条第二項の規定並びに細目告示第十八条第二項、第九十六条第三項及び第七十四条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第五十号）による改正前の保安基準第十五条第二項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十八条第二項、第九十六条第三項及び第七十四条第三項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)  
 二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては令和二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの  
 イ〜ハ (略)

6 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第四号及び第九十六条第三項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十二條第九項及び第百条第十項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)  
 二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの  
 イ〜ハ (略)

7 10 (略)  
 11 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)  
 二 令和九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては令和二年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの  
 イ〜ハ (略)  
 12 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないもの（ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車に限る。）については、当該自動車の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第十五条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十八条第二項第一号及び第四号の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号の技術的な要件及び協定規則第三百七十七号の技術的な要件の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「 $56-0 \div +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 \div +1 \text{ km/h}$ 」と、協定規則第三百七十七号附則3の4・の規定中「 $50-0 \div +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 \div +1 \text{ km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。  
 イ 協定規則第三十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第二改訂版の規則8・及び9・6・に限る。）に定める基準に適合すること。

- イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第二改訂版の規則5・2・6・及び5・2・7・に限る。）に定める基準に適合すること。
- ロ 協定規則第百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第三改訂版の規則5・2・6・及び5・2・7・に限る。）に定める基準に適合すること。

二 (略)

14||13

次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第十八条第二項第一号及び第九十六条第三項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第十八条第二項第一号から第三号まで（協定規則第百三十七号の技術的な要件に係る部分に限る。）及び第九十六条第三項第一号から第三号まで（協定規則第百三十七号の技術的な要件に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

15||

次に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第三号及び第九十六条第三項第三号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第十八条第二項第一号（協定規則第三十四号の技術的な要件に係る部分に限る。）及び第三号（細目告示別添十七「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に係る部分及びただし書に限る。）並びに第九十六条第三項第一号（協定規則第三十四号の技術的な要件に係る部分に限る。）及び第三号（細目告示別添十七「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和四年九月一日から令和六年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

- ロ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版の規則5・2・6・及び5・2・7・に限る。）に定める基準に適合すること。
- ハ 協定規則第百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第二改訂版の規則5・2・6・及び5・2・7・に限る。）に定める基準に適合すること。

二 (略)

13 (新設)

(新設)

ロ 令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和六年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

16| 次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第三項の規定並びに細目告示第十八条第二項第四号及び第九十六条第三項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第三項の規定並びに細目告示第十八条第二項第四号及び第九十六条第三項第四号の規定に適合するものであればよい。

一 令和五年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和五年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和五年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

17| 次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第四項の規定並びに細目告示第十八条第二項第五号及び第九十六条第三項第五号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第四項の規定並びに細目告示第十八条第二項第五号及び第九十六条第三項第五号の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年七月四日以前に製作された自動車

二 令和四年七月五日から令和六年七月四日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年七月四日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和四年七月五日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年七月四日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和六年七月四日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条 (略)

259 (略)

(新設)

(新設)

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条 (略)

259 (略)

10 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十條第四項第四号及び第九十八條第四項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百五十三号）による改正前の細目告示第二十條第四項第二号及び第九十八條第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 〇ハ (略)

11・12 (略)

13 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十條第四項第一号及び第九十八條第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十條第四項第一号及び第九十八條第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあつては令和二年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 〇ハ (略)

14 〇ハ (略)

17 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないもの（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。）については、当該自動車のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第十七條第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十條第四項第一号、第三号及び第四号の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号の技術的な要件、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・に限定。）及び協定規則第三百三十七号の技術的な要件の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「 $60-0+1\text{km/h}$ 」とあるのは「 $40-0+1\text{km/h}$ 」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「 $50-0+1\text{km/h}$ 」とあるのは「 $40-0+1\text{km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第二改訂版附則3の規則

1・、3・及び4・に限定。）に定める方法及び協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の附則5に限定。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1・から7・2・3・までに限定。）に定める基準に適合すること。

ロ (略)

10 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十條第四項第四号及び第九十八條第四項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百五十三号）による改正前の細目告示第二十條第四項第二号及び第九十八條第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 〇ハ (略)

11・12 (略)

13 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十條第四項第一号及び第九十八條第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十條第四項第一号及び第九十八條第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあつては令和二年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 〇ハ (略)

14 〇ハ (略)

17 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないもの（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。）については、当該自動車のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第十七條第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十條第四項第一号、第三号及び第四号の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号の技術的な要件、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・に限定。）及び協定規則第三百三十七号の技術的な要件の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「 $60-0+1\text{km/h}$ 」とあるのは「 $40-0+1\text{km/h}$ 」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「 $50-0+1\text{km/h}$ 」とあるのは「 $40-0+1\text{km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版附則3の規則1・、

3・及び4・に限定。）に定める方法及び協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の附則5に限定。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1・から7・2・3・までに限定。）に定める基準に適合すること。

ロ (略)

八 協定規則第三百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第三改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び細目告示別添十七「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3・1・2・4・及び3・1・2・6・から3・1・2・8・までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1・から7・2・3・までに限る。）に定める基準に適合すること。

19||18  
二 (略)

次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車  
二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車  
ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

20|| 次に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第二号及び第九十八条第四項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第二十条第四項第二号及び第九十八条第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年八月三十一日以前に製作された自動車  
二 令和四年九月一日から令和六年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車  
ロ 令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車  
三 令和六年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

21|| 次に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第四号及び第九十八条第四項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第二十条第四項第四号及び第九十八条第四項第四号の規定に適合するものであればよい。

一 令和五年八月三十一日以前に製作された自動車

八 協定規則第三百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第二改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び細目告示別添十七「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3・1・2・4・及び3・1・2・6・から3・1・2・8・までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1・から7・2・3・までに限る。）に定める基準に適合すること。

18  
二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)



二 令和五年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和五年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(電気装置)

第十四条 (略)

25 (略)

16 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第一号及び第九十九条第八項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては令和二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のもの)にあつては平成三十年九月一日)から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ5ハ (略)

17 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第二号及び第九十九条第八項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第二十一条第四項第二号及び第九十九条第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日)から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ5ハ (略)

18 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第一号及び第九十九条第八項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十九年国土交通省告示第八十八号)による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和九年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては令和二年九月一日)から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ5ハ (略)

19 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日)以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ5ハ (略)

ロ 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日)以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(電気装置)

第十四条 (略)

25 (略)

16 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第一号及び第九十九条第八項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては令和二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のもの)にあつては平成三十年九月一日)以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ5ハ (略)

17 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第二号及び第九十九条第八項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第二十一条第四項第二号及び第九十九条第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日)以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ5ハ (略)

18 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第一号及び第九十九条第八項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十九年国土交通省告示第八十八号)による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和九年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては令和二年九月一日)以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ5ハ (略)

19 (略)

20 自動運行装置を備える自動車以外の自動車(指定自動車等以外の自動車に限る。)については、当分の間、保安基準第十七条の二第三項及び第四項並びに細目告示第九十九条第三項から第六項まで並びに第七十七条第三項及び第四項の規定は適用しない。

21 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、保安基準第十七条の二第六項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十一条第六項(第三号、第四号、第六号及び第七号を除く。)の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 協定規則第百号の技術的な要件(同規則第二改訂版補足第四改訂版の規則6・4・に限る。)に定める基準(原動機用蓄電池(作動電圧が直流六十ボルトを超え千五百ボルト以下又は交流三十ボルト(実効値)を超え千ボルト(実効値)以下のものに限る。)を備えた自動車に限る。)及び次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第十二号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則5・5・に限る。)、協定規則第九十四号の技術的な要件、協定規則第三百三十七号の技術的な要件及び協定規則第百号の技術的な要件(同規則第二改訂版補足第四改訂版の規則6・4・1・1・、6・4・2・1・1・、6・4・2・1・2・及び6・4・2・2・に限る。)の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第十二号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則5・5・に限る。以下この号において同じ。)に定める基準に適合すること。ただし、協定規則第九十四号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足第二改訂版の規則5・2・8・に限る。)に適合している場合には、協定規則第十二号の技術的な要件に適合するものとする。

ロ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件(同規則改訂版補足第三改訂版の規則5・2・8・に限る。)に定める基準に適合すること。

二 (略)

24 自動運行装置を備える自動車以外の自動車であつて、次に掲げるものについては、保安基準第十七条の二第三項及び第四項並びに細目告示第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第三項から第六項まで並びに第七十七条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一 令和四年六月三十日(輸入された自動車にあつては令和五年六月三十日、電気通信回線を使用する方法によりプログラム等を改変する機能(当該改変による自動車の改造が法第九十九条の三第一項第一号の改造に該当する場合に限る。)を有しない自動車(以下この項において「特定改造非対応自動車」という。)にあつては令和五年十二月三十一日)以前に製作された自動車

二 令和四年七月一日(輸入された自動車にあつては、令和五年七月一日)から令和六年六月三十日まで(特定改造非対応自動車にあつては、令和六年一月一日から令和八年四月三十日まで)に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 特定改造非対応自動車以外の自動車であつて、令和四年六月三十日(輸入された自動車にあつては、令和五年六月三十日)以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 特定改造非対応自動車であつて、令和五年十二月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

20 自動運行装置を備える自動車以外の自動車については、当分の間、保安基準第十七条の二第三項及び第四項並びにこれらの規定に基づく細目告示第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第三項から第六項まで並びに第七十七条第三項及び第四項の規定は適用しない。

21 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、保安基準第十七条の二第六項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十一条第六項(第三号、第四号、第六号及び第七号を除く。)の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 協定規則第百号の技術的な要件(同規則第二改訂版補足第四改訂版の規則6・4・に限る。)に定める基準(原動機用蓄電池(作動電圧が直流六十ボルトを超え千五百ボルト以下又は交流三十ボルト(実効値)を超え千ボルト(実効値)以下のものに限る。)を備えた自動車に限る。)及び次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第十二号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則5・5・に限る。)、協定規則第九十四号の技術的な要件、協定規則第三百三十七号の技術的な要件及び協定規則第百号の技術的な要件(同規則第二改訂版補足第四改訂版の規則6・4・1・1・、6・4・2・1・1・、6・4・2・1・2・及び6・4・2・2・に限る。)の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第十二号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則5・5・に限る。以下この号において同じ。)に定める基準に適合すること。ただし、協定規則第九十四号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足改訂版の規則5・2・8・に限る。)に適合している場合には、協定規則第十二号の技術的な要件に適合するものとする。

ロ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件(同規則改訂版補足第二改訂版の規則5・2・8・に限る。)に定める基準に適合すること。

二 (略)

22 (新設) 23 (略)

ハ 特定改造非対応自動車以外の自動車のうち、令和四年七月一日（輸入された自動車にあっては、令和五年七月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年六月三十日（輸入された自動車にあっては、令和五年六月三十日）以前に指定を受けた型式指定自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改造システムに係る性能が同一であるもの

二 特定改造非対応自動車のうち、令和六年一月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和五年十二月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改造システムに係る性能が同一であるもの

三 国土交通大臣が定める自動車

四 令和六年六月三十日（特定改造非対応自動車にあっては、令和八年四月三十日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

25|| 自動車運行装置を備える自動車であつて、次に掲げるものについては、細目告示第二十一条第三項及び第四項並びに第九十九条第三項及び第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第五百七十七号）による改正前の細目告示第二十一条第三項及び第四項並びに第九十九条第三項及び第五項の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年六月三十日以前に製作された自動車

二 令和四年七月一日から令和六年六月三十日まで製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和四年七月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改造システムに係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和六年六月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

26|| 自動車運行装置を備える自動車以外の自動車であつて、プログラム等を改造する機能を有しない自動車については、保安基準第十七条の二第四項並びに細目告示第二十一条第四項、第九十九条第五項及び第六項並びに第七十七条第四項の規定は適用しない。

27|| 次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第二十一条第六項第一号、第六号（細目告示別添百一「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」5・1・1に係る部分に限る。）及び第七号（同別添6・1・1に係る部分に限る。）並びに第九十九条第八項第一号、第六号（同別添5・1・1に係る部分に限る。）及び第七号（同別添6・1・1に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第二十一条第六項第一号、第六号（同別添5・1・1に係る部分に限る。）及び第七号（同別添6・1・1に係る部分に限る。）並びに第九十九条第八項第一号、第六号（同別添5・1・1に係る部分に限る。）及び第七号（同別添6・1・1に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

（新設）

（新設）

（新設）

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

28|| 次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第三項の規定並びに細目告示第二十一条第六項第二号及び第九十九条第八項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第三項の規定並びに細目告示第二十一条第六項第二号及び第九十九条第八項第二号の規定に適合するものであればよい。

（新設）

一 令和五年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和五年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和五年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

29|| 次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第四項の規定並びに細目告示第二十一条第六項第三号及び第七号（別添百十一「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6・2・2に係る部分に限る。）並びに第九十九条第八項第三号及び第七号（同別添6・2・2に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第四項の規定並びに細目告示第二十一条第六項第三号及び第七号（同別添6・2・2に係る部分に限る。）並びに第九十九条第八項第三号及び第七号（同別添6・2・2に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

（新設）

一 令和四年七月四日以前に製作された自動車

二 令和四年七月五日から令和六年七月四日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年七月四日以前に指定を受けた型式指定自動車

口 令和四年七月五日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年七月四日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和六年七月四日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

30| 次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第四号及び第六号(別添百十二)電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準(5・2・2に係る部分に限る。)並びに第九十九条第八項第四号及び第六号(同別添5・2・2に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第五百七十七号)による改正前の細目告示第二十一条第六項第四号及び第六号(同別添5・2・2に係る部分に限る。)並びに第九十九条第八項第四号及び第六号(同別添5・2・2に係る部分に限る。)の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和四年九月一日から令和六年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和六年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの(車枠及び車体)

第十五条 (略)

2~10 (略)

11 平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、細目告示第二十二條第九項中「協定期則第94号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.(5.2.6.から5.2.8.を除く。)及び6.に限る。以下この条及び第100条において同じ。)」と並び、及び第百条第十項中「協定期則第94号の技術的な要件」と並び、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成19年国土交通省告示第89号)による改正前の別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」と読み替へるものとする。」

12~25 (略)

26 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

(新設)

(車枠及び車体)第十五条 (略)

2~10 (略)

11 平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、細目告示第二十二條第九項中「協定期則第94号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足改訂版の規則5.(5.2.6.から5.2.8.を除く。)及び6.に限る。以下この条及び第100条において同じ。)」と並び、及び第百条第十項中「協定期則第94号の技術的な要件」と並び、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成19年国土交通省告示第89号)による改正前の別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」と読み替へるものとする。」

12~25 (略)

26 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては令和二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成三十年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ〜ハ（略）

27 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第九項及び第百條第十項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十二條第九項及び第百條第十項の規定に適合するものであればよい。

一（略）

二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ〜ハ（略）

28〜30（略）  
 31 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定に適合するものであればよい。

一（略）

二 令和九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては令和二年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ〜ハ（略）

32（略）  
 33 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に關し保安基準第十八條第二項の告示で定める基準並びに車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に關し保安基準第十八條第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十二條第八項及び第九項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

- 一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号附則3の4.の規定中「 $5g-0 / +1 km/h$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 g/h$ 」と、協定規則第百三十七号附則3の4.の規定中「 $50-0 / +1 km/h$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 km/h$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。
- イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第二改訂版の規則5.（5）.2.6.から5.2.8.までを除く。）及び6.（に限る。）に定める基準に適合すること。
- ロ 協定規則第百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第三改訂版の規則5.（5）.2.6.から5.2.8.までを除く。）及び6.（に限る。）に定める基準に適合すること。

34 二（略）

二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては令和二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ〜ハ（略）

27 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第九項及び第百條第十項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十二條第九項及び第百條第十項の規定に適合するものであればよい。

一（略）

二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ〜ハ（略）

28〜30（略）  
 31 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定に適合するものであればよい。

一（略）

二 令和九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては令和二年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ〜ハ（略）

32（略）  
 33 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に關し保安基準第十八條第二項の告示で定める基準並びに車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に關し保安基準第十八條第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十二條第八項及び第九項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

- 一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号附則3の4.の規定中「 $5g-0 / +1 km/h$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 g/h$ 」と、協定規則第百三十七号附則3の4.の規定中「 $50-0 / +1 km/h$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 km/h$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。
- イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第二改訂版の規則5.（5）.2.6.から5.2.8.までを除く。）及び6.（に限る。）に定める基準に適合すること。
- ロ 協定規則第百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第二改訂版の規則5.（5）.2.6.から5.2.8.までを除く。）及び6.（に限る。）に定める基準に適合すること。

34 二（略）

35 次に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二百一十一号）による改正前の細目告示第二十二條第二項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和四年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 令和四年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と基本車体構造が同一のもの

ハ (略)

三 (略)

36 次に掲げる自動車については、保安基準第十八條第二項の規定並びに細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八條第二項の規定並びに細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定に適合するものであればよい。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

37 次に掲げる自動車については、保安基準第十八條第三項の規定並びに細目告示第二十二條第九項及び第百條第十項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八條第三項の規定並びに細目告示第二十二條第九項及び第百條第十項の規定に適合するものであればよい。

一 令和五年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和五年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和五年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

35 次に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二百一十一号）による改正前の細目告示第二十二條第二項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和四年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ (新設) (略)

ロ (新設) (略)

ハ (新設) (略)

三 (新設) (略)

(新設)

